

## I 環境教育の振興・環境保全活動の促進

### 1 中部環境パートナーシップオフィスの設置・運営

環境省は、事業者、市民、民間団体等あらゆる主体のパートナーシップの取組支援や交流の機会を提供する地方拠点として、「地方環境パートナーシップオフィス」を全国各ブロック（7か所）に設置しています。

中部地方環境事務所では、平成17年9月に名古屋市に「中部環境パートナーシップオフィス（EPO中部）」を設置し、市民やNPO、企業、行政等の協働による環境保全活動の支援、様々な環境課題への理解と認識を深めるための企業・行政・民間団体等を対象としたワークショップやセミナー、市民や民間団体等の声を政策に反映することを目的とした意見交換会等を開催しています。EPO中部が行う主な事業内容は、表29のとおりです。

表29 主な中部環境パートナーシップオフィス事業内容

事業名	事業概要
環境パートナーシップ推進 コンサルティング	市民・企業・NPO・自治体といった地域の事業主体の課題やニーズ(特に協働により広域的に課題を改善、解決に貢献する案件)に対し、中部圏のネットワーク、情報を活かした助言、アドバイスを行います。また、コンサルティングを通して蓄積した情報やノウハウ、ネットワークの活用のためにカルテ化し、情報の蓄積と提供を行っています。
環境協働に関する情報収集、 ニーズ把握、情報提供	各セクターの協働による環境保全の取組に関する情報収集及び提供に加え、協働による課題改善、解決に貢献した業務の成果、情報等の可視化を行い、情報提供を行っています。
ESD中部イニシアティブ	UNDESD2014(国連持続可能な開発のための教育の10年)統括会合に向けて、広域、省庁、官民連携によるESD普及、実践のため、①東海地方の取組ロードマップの作成の支援、②ESD学びあいフォーラムin中部の開催(仮称)、③ユネスコスクール登録に向けてのモデル校の支援④ ESD 実践に向けての教員研修の実施等の取組を行っています。
生物多様性イニシアティブ	愛知目標と生物多様性条約の目標実施のため地域課題改善、解決を目的として、①郷土(ふるさと)の森づくり事業②愛知ターゲットワークショップ(仮称)の開催、③企業の生物多様性取組の定性・定量把握の研究会の設置等の取組を行っています。
環境協働提案事業	地域の企業、中間支援団体、大学などの協働による環境保全事業の側面的支援を行っています。具体的には「(株)デンソーDECO ポン地域還元事業」、「リコージャパン(株)グリーンプロモーションエコひいき」、「JST((独)科学技術振興機構)プロジェクト」の実施等を支援しました。

#### 〈平成24年度の施策〉

EPO中部の設置から6年半が経過し、具体的事業実施やワークショップ等の開催を通じて、中部地方における環境パートナーシップ推進のための基盤となる地域主体のネ

ットワークが広がって来ました。平成 24 年度から始まる E P O 事業第 3 期（平成 24 年度～26 年）においてはこのネットワークを活かし、①協働事例の研究、②場づくり（地域のオーナーシップの重視）、③協働事業のコーディネート等、広域的な環境パートナーシップ推進のための仕組み作りを行って行きます。

## 2 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」の取組の推進

「国連持続可能な開発のための教育（E S D）の 10 年」（平成 17 年～26 年）の推進のため、平成 18 年 3 月に決定した我が国における実施計画に基づき、E P O 中部における事業と連携して地域における実践事例の収集及びフォーラムの開催等を通じた普及啓発等の取組を行って来ています。

中部地方環境事務所においても、平成 22 年度には、生物多様性の保全活動と E S D を関連づけた活動の事例を収集して情報提供するとともに、平成 23 年度は、中部地域 E S D 活動推進強化に向けた活動団体及び事例調査を実施しました。

## 3 民間活動支援の促進

環境 N P O 又は企業が行う環境保全活動が地域資源を利用しながら事業として成り立つように発展させていくため、平成 21 年度から実施されている事業型環境 N P O ・社会的企業支援活動実施事業について、中部地方環境事務所として平成 23 年度から実施しています。

具体的には、E P O 中部に地域支援事務局を設置し、中部地域 7 県から公募で採択された団体の環境保全活動を事業として行うための事業計画策定の支援を行うものです。

また、平成 23 年度は S B（ソーシャルビジネス）・C B（コミュニティビジネス）研究会を立ち上げ中部地域の地域支援マニュアルを策定しました。

表 30 事業型環境 N P O ・社会的企業支援活動実証事業の内容

採択年	採択団体名	事業実施内容
平成 23 年度	非営利活動法人 地域再生機構	地域の里山の手入れを通じて搬出された木質資源を収集する仕組み（入口）を構築するとともに、温浴施設のボイラーを薪ボイラー（出口）に転換し、木質資源の地域循環を構築する事業による事業化を図る。
	有限会社 オズ	地域の未利用資源として、未利用魚（商用魚とともに漁獲されたが市場流通に乗らない鮮魚）をビジネスベースで有効利用するための、地域流通の事業化を図る

### 〈平成 24 年度の施策〉

普及・広報事業として平成 23 年度 2 事業の支援の成果として作成された地域支援マニュアルを活用して他の N P O や社会的事業を行う民間企業に対しての支援等を実施するとともに、地域の他の中間支援組織と連携して地域の支援体制の構築を目指します。

#### 4 地域のニーズに合った環境保全活動の促進

平成 18 年に中部地方環境事務所として初めての「環境白書を読む会」を実施して以降、毎年 6 月の環境月間に合わせて「環境白書を読む会」を開催し、環境問題に対する国民意識の一層の啓発を図っています。

表 31 平成 23 年度の環境白書を読む会開催概要

開催年度	開催日	開催地	参加者数(人)
平成 23 年度	H. 23. 7. 6	長野市 (信州大学)	137
平成 23 年度版環境・循環型社会・生物多様性白書を環境省担当官より説明後、大学生と一般参加者によるワークショップを行いました。			

#### 〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年度も、環境施策を分かりやすく国民の皆さんに伝えていくとともに、具体的な環境行動に繋がるよう継続して「環境白書を読む会」を開催します。

#### 5 環境教育や環境保全活動を推進する人材の育成

環境省では、平成 8 年 9 月に「環境カウンセラー登録制度実施規程」を告示し、環境カウンセラー登録制度を創設しました。この制度は、環境保全活動を行おうとする市民や事業者に対して環境保全活動等に関する知識を付与したり、活動に関する助言や指導を行ったりすることを希望する者のうち、適切な能力・識見を有する者として国民に広く推奨すべき者を登録し、広く一般に公表することにより、市民や事業者等の環境保全活動を推進するものです。

この環境カウンセラーに対して、実施規程に基づき、環境カウンセラーの資質、能力等の向上を図ることを目的に、これまで環境カウンセラー研修を実施してきました。

表 32 平成 23 年度環境カウンセラー研修の概要

平成 23 年度環境カウンセラー研修 (平成 23 年 10 月 27 日 : WINK 愛知)			
	講義プログラム	講師	参加者数
基調講演 1	「環境教育推進法の改正を受けて(改正のポイント)」	近藤亮太 (中部地方環境事務所)	104 人
基調講演 2	「東日本大震災と環境問題」	木野修宏 (中部地方環境事務所)	
専門研修	パートナーシップの進め方について	中野利和 (豊田市) 柴垣民雄 (環境カウンセラー)	27 人
	COP10 後愛知ターゲットの実現に向けて	香坂 玲 (名古屋市立大学) 矢口芳枝 (環境カウンセラー)	25 人
	ESD2014 に向けて	井中宏史 (愛知県総合教育センター) 原田みどり (豊川市立小坂井西小学校)	34 人
	企業の環境への取組について	向井 征二 (日本環境取引機構) 小島正之 (環境カウンセラー)	39 人

#### 〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年度についても、研修内容の充実(昨今の情勢等を踏まえた内容、受講者のニ

ーズに合った内容等)を図りながら実施します。

## 6 エコアクション 21 認証・登録制度の普及

エコアクション 21 (E A21) 認証・登録制度は、中小事業者でも容易に取り組める環境経営システムとして、環境省が策定したエコアクション 21 ガイドラインに基づく制度です。同制度の普及を促進するため、平成 23 年度は、「第 6 回エコアクション 21 全国交流研修大会 in 金沢」の実行委員会に参画し、普及啓発に取り組みました。

表 33 第 6 回エコアクション 21 全国交流研修大会 in 金沢実施概要

日 時	平成 23 年 11 月 4 日 (金) ~ 5 日 (土)
会 場	石川県立音楽堂・ANA クラウンプラザホテル金沢
主 催	第 6 回エコアクション 21 全国交流研修大会 in 金沢実行委員会 一般財団法人持続性推進機構
参加者数	約 450 名
内 容	<p>1 日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基調講演「低炭素社会に実現に向けて」 講師：金沢大学環境保全センター教授 鈴木 克徳 氏</li> <li>・4 分科会に分かれての討論 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 分科会 環境保全が企業利益に直接結びつくアドバイス</li> <li>第 2 分科会 E A 2 1 事業者役に役立つ審査・審査人みなさんの思いは</li> <li>第 3 分科会 事業活動を踏まえた環境目標と取組・評価</li> <li>第 4 分科会 地域事務局の在り方について</li> </ul> </li> </ul> <p>2 日目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体研修① 各分科会発表</li> <li>・講演①「改正廃棄物処理法の解説」 講師：鈴木敏央 I S O 事務所代表 鈴木敏央 氏</li> <li>・講演②「中小事業者におけるエネルギーマネジメント」 講師：(有)野田エネルギー管理事務所代表取締役 野田冬彦 氏</li> <li>・全体研修② エコアクション 21 の今後の展望 講師：エコアクション 21 中央事務局長 森下 研 氏</li> </ul>

### 〈平成 24 年度の施策〉

エコアクション 21 への認証・登録状況は近年伸び悩みの傾向にあることから、平成 24 年度においても、中部管内の地域事務局と連携し工場・事業場の事業者を対象にエコアクション 21 認証・登録制度の普及啓発に取り組みます。

## II 環境影響評価の適切な実施

平成 23 年 4 月、施行後 10 年の見直しの結果を踏まえ、「環境影響評価法の一部を改正する法律」(以下、改正法とする。)が成立・公布されました。この改正法では環境配慮書の導入に加えて事後調査結果の公表義務づけなどが盛り込まれており、環境大臣の意見提出の機会もこれまで評価書の段階のみであったのが配慮書段階、方法書段階及び報告書段階を加えた 4 段階に大幅に増大します。

これらの審査を的確かつ効率的に実施するためには、事業立地場所の環境特性を熟知

した地方環境事務所が大臣意見の形成等に大きな役割を果たす必要があります。特に、環境配慮書については、対象計画は関係省の地方支分部局で検討・策定されるものが多いため、地方環境事務所においてできるだけ早期に計画策定者等の検討状況、住民との合意形成の進捗状況等を把握するとともに、事業実施段階において環境保全措置状況を現地確認し、適切な環境保全への配慮を確実なものとする必要があります。

また、平成 24 年 10 月には風力発電施設が環境影響評価法の対象となります。風力発電施設は、低周波音、バードストライク、景観など地域に密着した問題が多いため、その審査業務や、質の高い環境影響評価を推進するための支援は地方環境事務所が中心となって行う必要があります。

地方環境事務所では、以上のような改正法に基づき地域特性に応じた審査を適切に行うため、地域における環境情報の整理、問題点の把握などを行うとともに、国の地方支分部局や地方公共団体と緊密な関係を築きながら環境保全に向けた取組を行っています。

具体的には、平成 23 年度は、中部地方における環境影響評価終了案件についての情報を整理し、その中から一定数の案件を抽出した上で、現地調査及びヒアリング調査等を実施するとともに、中部地方環境事務所版「方法書手続き前の手続きガイドライン」の作成等、中部地方環境事務所が環境影響評価審査業務を、円滑かつ確実に実施していくために必要な各種情報整理等を行いました。

また、東海・北陸ブロック環境影響評価審査担当者会議、全国環境影響評価関係課長会議等の会議に出席し、意見交換を行っています。

### 〈平成 24 年度の施策〉

平成 24 年 10 月から風力発電施設が環境影響評価法の対象となるに先立ち、4 月以降、経済産業省から経過措置の行政指導指針が告示される予定であり、NEDO マニュアル等に基づき自主的に評価書案又は評価書を作成していた事業については、都道府県知事・市町村長意見と平行して環境大臣意見を提出することが必要となります。これら経過措置案件については迅速な審査が必要となる可能性が高いため、地方公共団体の審査状況の把握に努めます。

中央新幹線（リニア）事業に関する環境影響評価法に基づく審査については、本省の主導の下、関東事務所及び関係する自治体と連携しつつ取り進めていきます。

このほか、北陸地方の富山新港火力発電所設備更新計画（石炭 1 号機リプレース計画）、足羽川ダム建設事業、東海地方の国道 19 号瑞浪恵那道路事業、西知多道路事業等の進捗状況を把握するとともに、環境大臣意見の提出終了案件である設楽ダム建設事業、北陸新幹線事業等について事業実施後の環境保全の状況等についての情報収集を行います。

また、環境省本省と連携しながら、必要に応じて現地確認を行います。

## Ⅲ 水・大気・土壌環境等の保全

### 1 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督

使用が廃止された有害物質使用特定施設（有害物質を製造、使用又は処理する水質汚濁防止法の特定施設）に係る工場又は事業場の敷地であった土地等の所有者等は、「土壤汚染対策法」に基づき、当該土地の土壤汚染の状況について環境大臣が指定する者（指定調査機関）に調査させて、その結果を都道府県知事に報告することとされています。中部地方環境事務所では、管内に事業所を有する指定調査機関の指定や各種届出の受付等の業務を行っています。

また、毎年1回、環境省本省の指示により、指定調査機関の現況について確認を行っており、その結果に基づき指導等を行っています。

中部地方環境事務所が指導・監督を行うこととされている指定調査機関（当事務所管内のみに事業所を有する指定調査機関）は、平成24年3月31日現在177機関です。

## 2 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請等の受付

石綿を吸入することにより、中皮種、肺がん等になられた方及びこれらの疾病に起因して亡くなられた方の御遺族に対する「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく救済給付の申請等の受付窓口を、独立行政法人環境再生保全機構及び保健所とともに行っています。

## 3 農薬使用基準遵守状況等監視調査

農薬使用者が「農薬使用基準」を遵守しているかどうかを確認するために、農薬の保管状況や排出水中の残留農薬を確認するための調査を平成16年度から実施しています。調査内容は、農薬の保管状況及び公共用水域に排出される水の残留農薬濃度であり、県の環境部局が残留農薬濃度の検査を実施しない県に所在するゴルフ場のうち、1県当たり1ゴルフ場に対し実施しています。

ゴルフ場で使用される農薬については、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」により72農薬について指針値が設定されていますが、本調査において指針値を上回る残留農薬が検出されたケースはありません。

## 4 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、新規化学物質のうち、その新規化学物質に関して予定されている取扱いの方法等から見てその新規化学物質による環境の汚染が生じるおそれがないものとして政令で定める場合（他の化学物質の中間物として製造・輸入する場合等）において、製造・輸入者からの申出に基づいて国（厚生労働省、経済産業省及び環境省）の事前確認を受けた物質について、申出どおりに製造（輸入）が行われているかを確認するために、立入検査を実施しています。

立入検査は年2～3回、1回当たり数事業者に対し、環境省本省、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構と合同で実施しています。

## 5 住宅地等における農薬の適正使用の促進

住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会を、地方農政局及び各県との共催により、地方公共団体において街路樹・公園・学校等における植栽の管理を担当する者をはじめ、環境・衛生・農林等の各部局において農薬を使用する機会のある職員を対象に開催しており、平成 23 年度は 5 月 11 日に岐阜県、6 月 2 日に富山県でそれぞれ開催しました。

### 〈平成 24 年度の施策〉

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関に係る指導・監督、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく認定申請の窓口業務、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく立入検査については、着実に実施します。

住宅地等における農薬の適正使用に関する研修会を、北陸農政局及び石川県との共催により、地方公共団体において農薬を使用する機会のある職員を対象として開催します。